

「利根川水系渡良瀬川河川整備計画(原案)」に対する意見募集について

平成29年8月7日

国土交通省関東地方整備局では、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画」の策定に向けて本格的に検討を進めているところです。

このたび、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画(原案)」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集することとしましたので、以下の意見募集要領によりご意見を募集します。

なお、関東地方整備局ではいただいたご意見を十分に検討したうえで、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画(案)」を作成させていただきます。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

「利根川水系渡良瀬川河川整備計画(原案)」

2. 意見募集期間

平成29年8月7日(月)～平成29年9月5日(火) 18:00必着
(郵送の場合は当日消印まで有効)

3. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入いただくか、下記①から⑥をご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記4.までご提出ください。

- ①氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)
- ②住所(都道府県・市区町村)
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④年代(20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上)(企業・団体の場合は不要)
- ⑤意見
 - ・「利根川水系渡良瀬川河川整備計画(原案)」の該当箇所(章、頁)をご記入の上、ご意見をご記入ください。

4. 提出先

○ご郵送の場合

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課

「利根川水系渡良瀬川河川整備計画（原案）」意見募集 事務局 宛

○ファクシミリの場合

048-600-1378

○電子メールの場合

ktr-watarase-kasen@ml.mlit.go.jp

件名に「利根川水系渡良瀬川河川整備計画（原案）」意見募集 事務局宛と明記ください。

5. 注意事項

- ①一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村、年代）を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

① インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

→ 河川 → 社会資本整備 → 河川整備基本方針、整備計画

→ 利根川水系河川整備計画

→ 利根川水系渡良瀬川河川整備計画

→ 「利根川水系渡良瀬川河川整備計画（原案）」に対する意見募集について

http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000334.html

② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く 9 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで）は、以下の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」及び「利根川水系渡良瀬川河川整備計画（原案）の概要」の入手が可能です。また、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画（原案）」の縦覧を行っています。

- ・ 関東地方整備局17階文書閲覧室（埼玉県さいたま市中央区新都心2-1合同庁舎2号館）
- ・ 渡良瀬川河川事務所 1階ロビー（栃木県足利市田中町661-3）
- ・ 渡良瀬川河川事務所 佐野河川出張所（栃木県佐野市堀米町3971-10）
- ・ 渡良瀬川河川事務所 桐生出張所（群馬県桐生市小梅町1-7）
- ・ 渡良瀬川河川事務所 足利出張所（栃木県足利市田中町661-5）

- ・ 栃木県県土整備部河川課（栃木県宇都宮市埜田1-1-20）
- ・ 群馬県県土整備部河川課（群馬県前橋市大手町1-1-1）

<応募手続等に関する問い合わせ>

国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課 塩谷、小川

TEL：048-601-3151（代表） 内線3616，3633